

議案第63号

葛飾区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成30年 9 月13日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

所得税法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年葛飾区条例第39号）の一
部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第1項第1号の規定は、平成32年1月1日以後に行われる療養に係る
医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、
なお従前の例による。